

## 電磁的記録の開示の方法

個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 87 条第 1 項に基づき福井市個人情報保護に関する法律施行細則(令 5 年福井市規則第 10 号)第 7 条で定める電磁的記録の開示方法は、次のとおりとする。

第 1 市長が保有する機器及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次号において同じ。)を用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又は当該用紙を複写したものの閲覧又は交付

第 2 市長が保有する機器及びプログラムを用いて再生することができる電磁的記録 当該電磁的記録又は当該電磁的記録を複写したものを再生したものの閲覧、聴取又は視聴

第 3 第 1 及び第 2 に該当しない電磁的記録を磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる記録用の媒体に複写して交付することが容易である場合は、当該電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を複写したものの交付により行うことができる。

第 4 前項の規定による電磁的記録を複写したものの交付は、当該電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うものとする。